

昭和二十八年厚生省令第十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行規則

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第四  
条第二項、第三十條第一項、第三十二條第一項、  
第四十四條第六号、第六十一條及び第六十三條の  
規定に基き、麻薬取締法施行規則を次のように定  
める。

目次

第一章 麻薬に関する取締り（第一条―第十三  
条）

第二章 向精神薬に関する取締り（第十四条―  
第四十五条）

第二章の二 麻薬向精神薬原料に関する届出等  
（第四十五条の二―第四十五条の  
八）

第三章 監督（第四十六条―第四十七条の二）  
第四章 麻薬中毒者に対する措置等（第四十八  
条―第五十条）

第五章 雑則（第五十一条―第五十四条）  
附則

第一章 麻薬に関する取締り  
（免許の申請）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年  
法律第十四号。以下「法」という。）第三条第  
一項の規定により、麻薬輸入業者、麻薬輸出業  
者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者の免許を受け  
ようとする者は、地方厚生局長を経由して厚  
生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸  
売業者の免許を受けようとする者は、地方厚生  
局長に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施  
用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を受け  
ようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管  
轄する都道府県知事に、別記第一号様式による  
申請書に、免許を受けようとする者（免許を受け  
ようとする者が法人又は団体であるときは、  
その業務を行う役員とする。）に係る精神の機  
能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻  
薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかない  
かに関する医師の診断書を添えて、これを提出  
しなければならない。  
（法第三条第三項第四号の厚生労働省令で定め  
る者）

第一条の二 法第三条第三項第四号の厚生労働省  
令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬  
取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認  
知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ  
ない者とする。

（治療等の考慮）

第一条の三 厚生労働大臣、地方厚生局長又は都  
道府県知事は、麻薬取扱者の免許の申請を行つ  
た者が前条に規定する者に該当すると認める場  
合において、当該者に当該免許を与えるかどうか  
を決定するときは、当該者が現に受けている  
治療等により障害の程度が軽減している状況を  
考慮しなければならない。  
（役員の変更の届出）

第一条の四 麻薬取扱者が法人又は団体である場  
合において、その業務を行う役員に変更があつ  
たときは、別記第一号の様式による届出書  
に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の  
障害又は当該新たに役員となつた者が麻薬中毒  
者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関  
する医師の診断書を添えて、麻薬輸入業者、麻  
薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者に  
あつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣  
に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあ  
つては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者に  
あつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都  
道府県知事に、これを届け出なければならない。

（免許証）

第二条 法第四条第二項の規定により免許証に記  
載すべき事項は、次のとおりとし、免許証の様  
式は、別記第二号様式による。

一 免許証の番号  
二 麻薬業務所の名称及び所在地  
三 麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従  
として診療又は研究に従事する麻薬診療施設  
又は麻薬研究施設の名称及び所在地  
（業務廃止等の届出）

第三条 麻薬取扱者は、法第七条第一項（同条第  
二項において準用する場合を含む。）の規定に  
より届け出ようとするときは、次に掲げる事項  
を記載した届出書（別記第三号様式）を、麻薬  
輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻  
薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して  
厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元  
卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の  
麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地  
を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、  
その名称及び主たる事務所所在地）  
二 免許証の番号及び免許年月日

三 変更すべき事項  
四 変更の事由及び年月日  
（免許証の再交付申請）

第六条 麻薬取扱者は、法第十条第一項の規定に  
より免許証の再交付を申請しようとするときは  
次に掲げる事項を記載した申請書（別記第  
六号様式）を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、  
麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方  
厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬  
製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚  
生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその

麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に  
提出しなければならない。  
一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、  
その名称及び主たる事務所所在地）  
二 申請書の番号及び免許年月日  
三 再交付の事由及び年月日  
（携帯輸入又は携帯輸出の許可申請）

第六条の二 法第十三条第一項ただし書又は法第  
十七条ただし書の規定により麻薬の携帯輸入又  
は携帯輸出の許可を受けようとする者は、次に  
掲げる事項を記載した申請書（別記第六号の二  
様式）に麻薬の施用を必要とする旨を記載した  
医師の診断書を添えて、地方厚生局長に、これ  
を提出しなければならない。  
一 申請者の氏名及び住所  
二 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻  
薬の品名及び数量  
三 入国し、又は出国する理由  
四 麻薬の施用を必要とする理由  
五 入国又は出国の期間  
六 入国又は出国の港名  
（輸入及び輸出の許可申請）

第七条 麻薬輸入業者又は麻薬輸出業者は、法第  
十四条第一項又は法第十八条第一項の規定によ  
り麻薬の輸入又は輸出の許可を受けようとする  
ときは、法第十四条第二項又は法第十八条第二  
項に規定する申請書（別記第七号様式）を地方  
厚生局長を経由して厚生労働大臣に提出しなけ  
ればならない。  
2 前項の規定は、麻薬輸入業者又は麻薬輸出業  
者が法第十四条第三項又は法第十八条第三項の  
規定により許可事項の変更を受けようとする場  
合に準用する。

（製造、製剤及び小分けの許可申請）

第八条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、法第  
二十一条第一項又は法第二十三条第一項の規定  
により麻薬の製造又は製剤若しくは小分けの許  
可を受けようとするときは、次に掲げる事項を  
記載した申請書（別記第八号様式）を地方厚生  
局長を経由して厚生労働大臣に提出しなけれ  
ばならない。  
一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、  
その名称及び主たる事務所所在地）  
二 免許証の番号及び免許年月日  
三 麻薬業務所の名称及び所在地  
四 製造し、製剤し、又は小分けしようとする  
麻薬の品名及び数量

麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に  
提出しなければならない。  
一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、  
その名称及び主たる事務所所在地）  
二 申請書の番号及び免許年月日  
三 再交付の事由及び年月日  
（携帯輸入又は携帯輸出の許可申請）

第六条の二 法第十三条第一項ただし書又は法第  
十七条ただし書の規定により麻薬の携帯輸入又  
は携帯輸出の許可を受けようとする者は、次に  
掲げる事項を記載した申請書（別記第六号の二  
様式）に麻薬の施用を必要とする旨を記載した  
医師の診断書を添えて、地方厚生局長に、これ  
を提出しなければならない。  
一 申請者の氏名及び住所  
二 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻  
薬の品名及び数量  
三 入国し、又は出国する理由  
四 麻薬の施用を必要とする理由  
五 入国又は出国の期間  
六 入国又は出国の港名  
（輸入及び輸出の許可申請）

第七条 麻薬輸入業者又は麻薬輸出業者は、法第  
十四条第一項又は法第十八条第一項の規定によ  
り麻薬の輸入又は輸出の許可を受けようとする  
ときは、法第十四条第二項又は法第十八条第二  
項に規定する申請書（別記第七号様式）を地方  
厚生局長を経由して厚生労働大臣に提出しなけ  
ればならない。  
2 前項の規定は、麻薬輸入業者又は麻薬輸出業  
者が法第十四条第三項又は法第十八条第三項の  
規定により許可事項の変更を受けようとする場  
合に準用する。

（製造、製剤及び小分けの許可申請）

第八条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、法第  
二十一条第一項又は法第二十三条第一項の規定  
により麻薬の製造又は製剤若しくは小分けの許  
可を受けようとするときは、次に掲げる事項を  
記載した申請書（別記第八号様式）を地方厚生  
局長を経由して厚生労働大臣に提出しなけれ  
ばならない。  
一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、  
その名称及び主たる事務所所在地）  
二 免許証の番号及び免許年月日  
三 麻薬業務所の名称及び所在地  
四 製造し、製剤し、又は小分けしようとする  
麻薬の品名及び数量

五 製造又は製剤のために使用する麻薬の品名及び数量

六 製造、製剤又は小分けの期間

2 麻薬製造業者 麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者は、法第二十一条第一項の規定により家庭麻薬の製造の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第九号様式)を、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては、家庭麻薬製造業者を經由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製剤業者にあつては、地方厚生局長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 免許の種類

四 麻薬業務所の名称及び所在地

五 製造しようとする家庭麻薬の品名及び数量

六 製造のために使用する麻薬の品名及び数量

七 製造の期間

(譲渡)の許可申請

第九條 法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号様式)を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては、地方厚生局長を經由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱業者にあつては、地方厚生局長に、麻薬取扱業者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 免許の種類

四 麻薬業務所の名称及び所在地

五 譲り渡そうとする麻薬の品名及び数量、容

六 譲渡先

七 譲渡しの理由

(麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例)

第九條の二 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。

一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者である

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんににより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡した日から九十日を経過したものを保管しているとき

二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

二 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号の二様式)を、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 麻薬業務所の名称及び所在地

三 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間

四 いずれの申請者も、前項第一号イ又はロに掲げる場合に限り、麻薬(同号ロに掲げる場合にあつては、当該麻薬に限る。)を譲り渡す旨

五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者(第六項及び第七項において「代表者」という)を置く場合は、その氏名(法人にあつては、その名称)

三 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十四条第十二項第一号の許可(以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。)をし

たときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。

四 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日又は第二項第三号の期間の最後の日のい

ずれか早い日までとする。

五 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。

六 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのい

かの免許が効力を失つたとき、そのいづれか他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書(別記第十号の三様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもつて足りる。

七 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることをもつて足りる。

八 前項の規定により届け出の場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書(別記第十号の四様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

九 都道府県知事は、第六項及び第七項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。

十 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。

十一 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいづれかに該当することとなつた場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。

一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき

二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失つたとき

三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき

(麻薬を記載した処方せんの記載事項)

第九條の三 法第二十七条第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

ただし、麻薬診療施設の調剤所において当該麻薬診療施設で診療に従事する麻薬施用者が交付した麻薬処方せんにより薬剤師が調剤する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 患者の住所(患者にあつては、その所有者又は管理者の住所(法人にあつては、主たる事務所所在地))

二 処方せんの使用期間

三 発行の年月日

四 麻薬業務所の名称及び所在地

(廃棄の届出)

第十條 法第二十九条の規定により麻薬の廃棄を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第十一号様式)を、その麻薬業務所の所在地(麻薬取扱業者以外の者にあつては、廃棄しようとする麻薬の所在場所)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 免許の種類

四 麻薬業務所の名称及び所在地

五 廃棄しようとする麻薬の品名及び数量

六 廃棄の年月日

七 廃棄の場所

八 廃棄の方法

九 廃棄の理由

(廃棄の方法)

第十條の二 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄するときは、焼却その他の麻薬を回収することが困難な方法により行なわなければならない。

(封かん証紙)

第十一条 法第三十条第一項の規定により麻薬を収めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙で封を施す場合は、その容器又は容器の直接の被包に、左の種別による証紙で、アンプルにあつてはその直接の被包に、その他の容器にあつてはその容器に、封を開かなければ麻薬を取り出せないように封を施さなければならぬ。

- 一 容量が千グラム以上入りである容器を封かんする証紙にあつては、別記第十二号様式
- 二 容量が二十五グラム以上千グラム未満入りである容器を封かんする証紙にあつては、別記第十三号様式
- 三 容量が二十五グラム未満入り又はアンプルの直接の被包を封かんする証紙にあつては、別記第十四号様式

2 麻薬輸入業者 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、法第三十条第一項に規定する政府発行の証紙の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十五号様式）を地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 免許の種類
- 四 麻薬業務所の名称及び所在地
- 五 証紙の種類

(譲受証及び譲渡証)

第十二条 法第三十二条第一項に規定する譲受証及び譲渡証は、それぞれ別記第十六号様式及び第十七号様式による。

2 前項の譲受証又は譲渡証は、譲受人又は譲渡人が押印した譲受証又は譲渡証とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条の二 法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 麻薬営業業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべ

き事項を電気通信回線を通じて麻薬営業業者の閲覧に供し、当該麻薬営業業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十二条第二項に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、麻薬営業業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

2 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

- 一 麻薬営業業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができること。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、麻薬営業業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十二条の三 法第三十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は同項第二号に掲げる電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。

第十二条の四 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）第一条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十二条の二第一項各号に規定する方法のうち麻薬営業業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(事故の届出)

第十二条の五 麻薬取扱者は、法第三十五条第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第十八号様式）を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製

造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱業者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 免許の種類
- 四 麻薬業務所の名称及び所在地
- 五 事故が生じた麻薬の品名及び数量
- 六 事故発生時の状況

(廃棄の届出)

第十二条の六 法第三十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 免許の種類
- 四 麻薬業務所の名称及び所在地
- 五 廃棄した年月日
- 六 廃棄の方法
- 七 廃棄の理由

2 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、法第三十五条第一項の規定により届け出ようとするときは、別記第十九号様式による届出書を、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(数量の差異の届出)

第十三条 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者は、期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及びその容器の品名及び数量並びに容器の品名及び数量並びに製造、製剤、小分け、譲渡又は譲受によらぬ差異があるときは、その理由を法第四十四条第六号の規定により届け出なければならない。

第二章 向精神薬に関する取締り

(免許の申請)

第十四条 法第五十条第一項の規定により、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製業者又は向精神薬使用業者の免許を受けようとする者は、地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けようとする者は、その向精神薬営業所の所在地を管

轄する都道府県知事に、別記第二十号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製業者又は向精神薬使用業者の免許を受けようとする者が、当該申請に係る向精神薬営業所について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定による医薬品の製造販売業又は製造業の許可を受けている場合であつて、当該申請書にその旨を付記し、かつ、当該許可に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第二十条又は第二十七条に規定する許可証の写しを添付したときは、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 向精神薬営業所の平面図

二 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

三 申請者が（申請者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該申請者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかにかん関する医師の診断書（法第五十条第二項第二号の厚生労働省令で定める者）

第十四条の二 法第五十条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬営業業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(治療等の考慮)

第十四条の三 地方厚生局長又は都道府県知事は、向精神薬営業業者の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(役員の変更の届出)

第十四条の四 向精神薬営業業者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があつたときは、別記第二十号の二様式による届出書に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となつた者が麻

薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（法第五十条の二十六第一項の規定により、法第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされる者を除く。）にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならぬ。

**第十五条** 法第五十条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。
- イ 向精神薬を製造し、製剤し、若しくは小分けする場所、向精神薬を貯蔵する場所又は向精神薬に化学的变化を加える場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。
- ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。
- 二 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。
- イ 向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。
- ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。

**（免許証）**

**第十六条** 法第五十条の四において準用する法第四十条第二項の規定により免許証に記載すべき事項は、次のとおりとし、免許証の様式は、別記第二十一号様式による。

- 一 免許証の番号
- 二 向精神薬営業所の名称及び所在地（業務廃止等の届出）

**第十七条** 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第七条第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十二号様式）を、向精神

薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 向精神薬営業所の名称及び所在地

四 業務廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第五十条の四において準用する法第七条第三項の規定により届け出る場合に準用する。

**（免許証の返納）**

**第十八条** 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第八十条第二項の規定により免許証を返納しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十三号様式）に免許証を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならぬ。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 向精神薬営業所の名称及び所在地
- 四 免許証返納の事由及び年月日

**（免許証記載事項の変更）**

**第十九条** 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第九条第一項の規定により免許証の記載事項の変更を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十四号様式）に免許証を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならぬ。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 変更すべき事項

四 変更の事由及び年月日

**（免許証の再交付申請）**

**第二十条** 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第十條第一項の規定により免許証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第二十五号様式）を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 再交付の事由及び年月日

**（登録の申請）**

**第二十一条** 法第五十条の五第一項の規定により、向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者は、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその施設の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第二十六号様式による申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これを提出しなければならぬ。

- 一 向精神薬試験研究施設の平面図
- 二 向精神薬に関する学術研究又は試験検査の概要
- 三 登録を受けようとする者が法人であるときは、登記事項証明書

**（登録証）**

**第二十二条** 法第五十条の七において準用する法第四十条第二項の規定により登録証に記載すべき事項は、次のとおりとし、登録証の様式は、別記第二十七号様式による。

- 一 登録証の番号
- 二 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地（試験研究の廃止等の届出）

**第二十三条** 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第七條第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十八号様式）を、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 登録証の番号及び登録年月日

三 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地

四 試験研究の廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第五十条の七において準用する法第七條第三項の規定により届け出る場合に準用する。

**（登録証の返納）**

**第二十四条** 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第八條又は第十條第二項の規定により登録証を返納しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十九号様式）に登録証を添えて、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならぬ。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 登録証の番号及び登録年月日
- 三 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地
- 四 登録証返納の事由及び年月日

**（登録証記載事項の変更）**

**第二十五条** 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第九條第一項の規定により登録証の記載事項の変更を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第三十号様式）に登録証を添えて、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならぬ。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 登録証の番号及び登録年月日
- 三 変更すべき事項
- 四 変更の事由及び年月日

**（登録証の再交付申請）**

**第二十六条** 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第十條第一項の規定により登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第三十一号様式）を、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、







- 五 向精神薬取扱責任者の氏名及び住所
- 六 向精神薬取扱責任者の資格
- 七 向精神薬取扱責任者の設置又は変更年月日の規定により届け出ようとするときは、別記第三十四号様式による届出書を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**第四十条** 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を、その向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設内で保管しなければならない。

2 前項の保管は、当該向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設において、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた設備内で行わなければならない。

3 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を廃棄するときは、焼却その他の向精神薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。

4 向精神薬営業者は、常時取引関係にない者に向精神薬を譲り渡すときは、その相手方が法第五十条の十六第二項、第三項又は第四項の規定により向精神薬の譲渡しが禁止されている者でないことを確認しなければならない。

**（事故の届出）**  
**第四十一条** 法第五十条の二十二第一項の規定による事故の届出は、その数量が次の表の上欄に掲げる向精神薬の剤型の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の向精神薬につき事故が生じた場合に行わなければならない。

錠剤、カプセル剤、坐剤	百二十個
末、散剤、顆粒剤	百グラム又は百包
注射剤	十アンプル又は十バial
内用液剤	十容器
経皮吸収型製剤	十枚

2 向精神薬取扱者は、法第五十条の二十二第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第三十五号様式）を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は地方厚生局長の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬取扱者にあつてはその向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証又は登録証の番号及び免許又は登録年月日
- 三 免許又は登録の種類
- 四 向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等の名称及び所在地
- 五 事故が生じた向精神薬の品名及び数量
- 六 事故発生の状況

**（記録を要しない向精神薬）**  
**第四十二条** 法第五十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、次のとおりとする。

- 一 病院等の開設者が譲り渡した向精神薬（施用のため交付されたものに限る。）
- 二 向精神薬小売業者又は病院等の開設者が譲り受けた向精神薬（向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者若しくは病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受けた者又はこれらの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者から譲り受けたものに限る。）
- 三 向精神薬小売業者又は病院等の開設者が廃棄した向精神薬（前号に掲げる向精神薬であるものに限る。）

**（届出）**  
**第四十三条** 法第五十条の二十四第一項第三号及び同条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、前年中に輸入し、又は輸出した向精神薬の輸入又は輸出の相手国の名称とする。

**（適用除外等対象向精神薬製剤）**  
**第四十四条** 法第五十条の二十五に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、別表第二のとおりとする。

**（薬局開設者等の別段の申出）**  
**第四十五条** 法第五十条の二十六第一項ただし書の規定により別段の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書（別記第三十

六号様式）を、その薬局又は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 薬局開設又は卸売販売業の許可に係る許可番号及び許可年月日
- 三 前号の許可の種類
- 四 薬局又は営業所の名称及び所在地

**第二章の二 麻薬向精神薬原料に関する届出等**  
**（業務の届出）**  
**第四十五条の二** 法第五十条の二十七に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 麻薬等原料営業所（特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者）にあつては、当該業務を行う麻薬等原料営業所に限る。次項及び次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）の名称及び所在地
- 二 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名
- 三 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者は、法第五十条の二十七前段の規定により届け出ようとするときは、別記第三十七号様式による届出書を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者とならうとする者にあつては地方厚生局長に、特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者にあつてはその麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**（業務廃止の届出）**  
**第四十五条の三** 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、法第五十条の二十八第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第三十八号様式）を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者にあつては地方厚生局長に、特定麻薬等原料卸小売業者にあつてはその麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

- 二 麻薬等原料営業所の名称及び所在地
- 三 業務廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第五十条の二十八第二項の規定により届け出する場合に準用する。

**（輸入及び輸出の届出）**  
**第四十五条の四** 法第五十条の二十九、第五十条の三十第一項、第五十条の三十一又は第五十条の三十二の規定により届け出ようとする者は、別記第三十九号様式による届出書を地方厚生局長に提出しなければならない。

**（輸入及び輸出の届出の量）**  
**第四十五条の五** 法第五十条の三十一及び第五十条の三十二に規定する厚生労働省令で定める量は、次の表の上欄に掲げる麻薬向精神薬原料ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる量とする。

N-アセチルアントラニル酸、その塩類及びこれらを含む物	N-アセチルアントラニル酸として四十キログラムを含有する量
アセトン及びこれを含有する物	アセトン百五十キログラムを含有する量
アントラニル酸、その塩類及びこれらを含む物	アントラニル酸として三十キログラムを含有する量
イソサフロール及びこれを含有する物	イソサフロール四キログラムを含有する量
エチルエーテル及びこれを含有する物	エチルエーテル百四十キログラムを含有する量
エルゴタミン、その塩類及びこれらを含む物	エルゴタミンとして二十グラムを含有する量
エルゴメトリン、その塩類及びこれらを含む物	エルゴメトリンとして十グラムを含有する量
塩酸及びこれを含有する物	塩化水素二十キログラムを含有する量
過マンガン酸カリウム及びこれを含有する物	過マンガン酸カリウム五十五キログラムを含有する量

サフロール及びこれを含有する物	サフロール四キログラムを含有する量
トルエン及びこれを含有する物	トルエン百七十キログラムを含有する量
ピペリジン、その塩類及びこれを含有する物	ピペリジンとして五百グラムを含有する量
ピペロナル及びこれを含有する物	ピペロナル四キログラムを含有する量
メチルエチルケトン及びこれを含有する物	メチルエチルケトン百六十キログラムを含有する量
三・四―メチレンジオキシフェニル―ニ―プロパノン及びこれを含有する物	三・四―メチレンジオキシフェニル―ニ―プロパノン四キログラムを含有する量
無水酢酸及びこれを含有する物	無水酢酸二百キログラムを含有する量
リゼルギン酸、その塩類及びこれを含有する物	リゼルギン酸として十グラムを含有する量
硫酸及びこれを含有する物	硫酸二十キログラムを含有する量

（事故の届出）  
**第四十五条の六** 法第五十条の三十三第一項の規定による事故の届出は、その数量が次の表の上欄に掲げる麻薬向精神薬原料ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる数量を超える麻薬向精神薬原料につき事故が生じた場合に行わなければならない。

N―アセチルアントラニル酸、その塩類及びこれを含有する物	N―アセチルアントラニル酸として四十キログラムを含有する量
アセトン及びこれを含有する物	アセトン百五十キログラムを含有する量
アントラニル酸、その塩類及びこれを含有する物	アントラニル酸として三十キログラムを含有する量
イソサフロール及びこれを含有する物	イソサフロール四キログラムを含有する量
エチルエーテル及びこれを含有する物	エチルエーテル百四十キログラムを含有する量

エルゴタミン、その塩類及びこれを含有する物	エルゴタミンとして二十グラムを含有する量
エルゴメトリン、その塩類及びこれを含有する物	エルゴメトリンとして十グラムを含有する量
塩酸及びこれを含有する物	塩化水素二十キログラムを含有する量
過マンガン酸カリウム及びこれを含有する物	過マンガン酸カリウム五十五キログラムを含有する量
サフロール及びこれを含有する物	サフロール四キログラムを含有する量
トルエン及びこれを含有する物	トルエン百七十キログラムを含有する量
ピペリジン、その塩類及びこれを含有する物	ピペリジンとして五百グラムを含有する量
ピペロナル及びこれを含有する物	ピペロナル四キログラムを含有する量
メチルエチルケトン及びこれを含有する物	メチルエチルケトン百六十キログラムを含有する量
三・四―メチレンジオキシフェニル―ニ―プロパノン及びこれを含有する物	三・四―メチレンジオキシフェニル―ニ―プロパノン四キログラムを含有する量
無水酢酸及びこれを含有する物	無水酢酸二百キログラムを含有する量
リゼルギン酸、その塩類及びこれを含有する物	リゼルギン酸として十グラムを含有する量
硫酸及びこれを含有する物	硫酸二十キログラムを含有する量

2 麻薬等原料営業者は、法第五十条の三十三第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第四十号様式）を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料卸小売業者にあつては地方厚生局長に、麻薬等原料卸小売業者にあつてはその麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）  
 二 営業者の種類  
 三 麻薬等原料営業所の名称及び所在地

四 事故が生じた麻薬向精神薬原料の品名及び数量  
 五 事故発生の状況  
 （疑わしい取引の届出）  
**第四十五条の七** 法第五十条の三十三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。  
 一 注文者の氏名若しくは住所（法人にあつては、その名称若しくは所在地）又は事業内容が虚偽であると思料される場合  
 二 注文者の入手目的が、当該注文者の事業内容と一致しないと見られる場合  
 三 支払方法又は運搬方法等が通常の取引慣行に反すると見られる場合  
 四 その他麻薬等原料営業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、法第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に關連すると思料する合理的な理由がある場合  
 法第五十条の三十三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）  
 二 麻薬等原料営業所の名称及び所在地  
 三 注文のあつた麻薬向精神薬原料の品名及び数量  
 四 注文者の氏名又は住所等注文者を特定する事項  
 五 注文のあつた年月日  
 六 法第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に關連する疑いがあると思料される理由

3 麻薬等原料営業者は、法第五十条の三十三第二項の規定により届け出ようとするときは、別記第四十一号様式による届出書を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては地方厚生局長に、麻薬等原料卸小売業者にあつてはその麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。（適用除外等）

**第四十五条の八** 法第五十条の三十六に規定する厚生労働省令で定める麻薬向精神薬原料は、別表第三のとおりとする。  
**第三章 監督**  
**第四十六条** 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員は、法第五十条の三十八第一項の規定による

り麻薬、家庭麻薬、向精神薬又はこれらの疑いのある物を収去しようとするときは、収去証（別記第四十二号様式）を交付しなければならない。（身分を示す証票）  
**第四十七条** 法第五十条の三十八第三項（法第五十八条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により携帯すべき身分を示す証票は、別記第四十三号様式による。  
 （法第五十四条第五項の厚生労働省令で定める事項）  
**第四十七条の二** 法第五十四条第五項の厚生労働省令で定める事項は、物品に係る名称、形状、容器、包装、表示又は陳列若しくは広告の方法とする。  
**第四章 麻薬中毒者に対する措置等**  
**第四十八条** 法第五十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
 一 麻薬中毒の症状の概要  
 二 診断の年月日  
 三 医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名  
 （厚生労働省令で定める病院）  
**第四十九条** 法第五十八条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める病院は、次のとおりとする。

一 国又は都道府県が設置した精神科病院（精神科病院以外の病院であつて精神病室を有するものを含む。次号において同じ。）  
 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十九条の八の規定により指定された精神科病院  
 （診療報酬の請求）  
**第五十条** 麻薬中毒者医療施設は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の定めるところにより、当該麻薬中毒者医療施設が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。

**第五章 雑則**  
**第五十一条** 法第六十条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
 （犯罪鑑識用麻薬等に関する記載事項）





規則第十三条の次に一章を加える改正規定（第四十五条に係る部分に限る。）、第十七号様式の次に十九号様式を加える改正規定（別記第三十六号様式に係る部分に限る。）及び次項の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する部分の施行の日（平成二年八月二日）から施行する。

2 麻薬取締法等の一部を改正する法律附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、この省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「新規則」という。）第四十五号各号に掲げる事項を記載した申出書（新規則別記第三十六号様式）を、申出者の薬局又は店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行わなければならない。

3 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（平成二年一〇月二三日厚生省令第五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年五月一日厚生省令第二九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年五月二三日厚生省令第三〇号）  
この省令は、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律の施行の日（平成四年七月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。

附則（平成四年九月三〇日厚生省令第五六号）  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができ。

附則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成七年六月三〇日厚生省令第四七号）抄  
この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成七年九月二七日厚生省令第五六号）  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年三月二四日厚生省令第三三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月一六日厚生省令第六六号）  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年二月一日厚生省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月二四日厚生省令第三八号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二七日厚生省令第三九号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2（経過措置）  
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。

附則（平成二二年九月二二日厚生省令第一一九号）  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一八年九月一三日厚生労働省令第一六〇号）  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成一八年一二月二二日厚生労働省令第一九三三号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。  
**附 則**（平成二十八年二月八日厚生労働省令第一六号）

**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
**（経過措置）**

**第二条** この省令の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第四条の規定による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第十一項の規定により麻薬小売業者間での譲渡しの許可を受けている者の当該許可の有効期間については、第二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**第三条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**2** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（平成二八年九月一四日厚生労働省令第一四七号）  
**省令第一四七号**  
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

**附 則**（平成二九年七月二六日厚生労働省令第七六号）  
**省令第七六号**  
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

**附 則**（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄  
**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**（様式に関する経過措置）**  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**2** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（令和元年六月二八日厚生労働省令第二三三号）  
**省令第二三三号**  
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

**附 則**（令和元年一月一八日厚生労働省令第七〇号）  
**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**（経過措置）**  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**2** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（令和二年二月一三日厚生労働省令第一五五号）抄  
**（施行期日）**

**第一条** この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。

**附 則**（令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号）抄  
**（施行期日）**

**第一条** この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

**附 則**（令和二年一〇月六日厚生労働省令第一六九号）  
**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**2** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

いう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
**2** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（令和三年七月五日厚生労働省令第一一八号）  
**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、令和四年四月一日から施行する。

**（経過措置）**  
**第二条** この省令の施行の際現にこの省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二十四条第十二項第一号の許可（以下「麻薬小売間譲渡許可」という。）を受けている者は、この省令の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬小売間譲渡許可を受けた者とみなす。

**第三条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**2** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号）抄  
**（施行期日）**

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**  
**第十二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**2** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（令和四年七月二七日厚生労働省令第一〇五号）  
**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

**附 則**（令和五年二月二六日厚生労働省令第一六一号）  
**省令第一六一号**  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号）抄  
**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。









別記第10号の2様式(第九条の二関係)

別記第10号の2様式(第九条の二関係)

株式会社東京証券取引所

別記第10号の2様式(第九条の二関係)
別記第10号の2様式(第九条の二関係)
別記第10号の2様式(第九条の二関係)

Table with columns for company name, address, and other details. Includes a section for '別記第10号の2様式(第九条の二関係)'.

別記第10号の2様式(第九条の二関係)
別記第10号の2様式(第九条の二関係)
別記第10号の2様式(第九条の二関係)

別記第10号の3様式(第九条の二関係)

別記第10号の3様式(第九条の二関係)

株式会社東京証券取引所

別記第10号の3様式(第九条の二関係)
別記第10号の3様式(第九条の二関係)
別記第10号の3様式(第九条の二関係)

Table with columns for company name, address, and other details. Includes a section for '別記第10号の3様式(第九条の二関係)'.

別記第10号の3様式(第九条の二関係)
別記第10号の3様式(第九条の二関係)
別記第10号の3様式(第九条の二関係)

別記第10号の4様式(第九条の二関係)

別記第10号の4様式(第九条の二関係)

株式会社東京証券取引所

別記第10号の4様式(第九条の二関係)
別記第10号の4様式(第九条の二関係)
別記第10号の4様式(第九条の二関係)

Table with columns for company name, address, and other details. Includes a section for '別記第10号の4様式(第九条の二関係)'.

別記第10号の4様式(第九条の二関係)
別記第10号の4様式(第九条の二関係)
別記第10号の4様式(第九条の二関係)

別記第11号様式(第十条関係)

別記第11号様式(第十条関係)

株式会社東京証券取引所

別記第11号様式(第十条関係)
別記第11号様式(第十条関係)
別記第11号様式(第十条関係)

Table with columns for company name, address, and other details. Includes a section for '別記第11号様式(第十条関係)'.

別記第11号様式(第十条関係)
別記第11号様式(第十条関係)
別記第11号様式(第十条関係)

別記第十二号様式（第十一号関係）

別記第十二号様式（第十一号関係）



備考 縦横は単位とし、(斜)は単位に白字とする。

別記第十三号様式（第十一号関係）

別記第十三号様式（第十一号関係）



備考 縦横は単位とし、(斜)は単位に白字とする。

別記第十四号様式（第十一号関係）

別記第十四号様式（第十一号関係）



備考 縦横は単位とし、(斜)は単位に白字とする。

別記第十五号様式（第十一号関係）

別記第十五号様式（第十一号関係）

収入 印紙		新かん証紙交付申請書				
免許の番号	種	号	免許年月日	年	月	日
免許の種類	種	号	種	号	種	号
第12号様式の貼紙	枚	4075	円			
第13号様式の貼紙	枚	2035	円			
第14号様式の貼紙	枚	1015	円			
計	枚		円			

上記のとおり、新かん証紙の交付を受けたので申請します。

申 請 者  
 所在地  
 事業所住所  
 業 務  
 住 所（本人に於ては、○  
 となる事業所の所在地）  
 氏 名（本人に於ては、本姓）

厚生労働大臣 関

（注）  
 1 用紙の大きさは、A4とする。と。  
 2 収入印紙は、新かん証紙交付申請書の正表にのみ貼る。納付をしないこと。

別記第16号様式(第十二条関係)

別記第16号様式(第十二条関係)

麻薬 譲受 証				年 月 日	
譲受人の免許証の番号	第 号	譲受人の免許の種類			
譲受人の氏名(法人にあつては、名称) <span style="float:right">◎</span>					
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理責任者、麻薬施用者、麻薬研究者					
免許証の番号	第 号	氏 名			
麻 薬 業 務 所 所 在 地					
品 名 容 量 箱 数 数 備 考					

(注意)  
 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
 2 余白には、斜線を引くこと。

別記第17号様式(第十二条関係)

別記第17号様式(第十二条関係)

麻薬 譲渡 証				年 月 日	
譲渡人の免許証の番号	第 号	譲渡人の免許の種類			
譲渡人の氏名(法人にあつては、名称) <span style="float:right">◎</span>					
麻 薬 業 務 所 所 在 地					
品 名 容 量 箱 数 数 備 考					

(注意)  
 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
 2 余白には、斜線を引くこと。

別記第18号様式(第十二条の五関係)

別記第18号様式(第十二条の五関係)

麻 薬 準 譲 受 証				年 月 日	
免許証の番号	第 号	免許の種類			
免許の種類					
麻薬業務所所在地					
品 名 容 量 箱 数 備 考					
準譲受が生じた事項					
準譲受生の状況 (専任第五年月日) (場所、専攻の種類)					
上記の上記、準譲受生した日付を記す。 年 月 日 出 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 関					

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第19号様式(第十二条の六関係)

別記第19号様式(第十二条の六関係)

麻 薬 準 譲 渡 証				年 月 日	
免許証の番号	第 号	免許の種類			
免許の種類					
麻薬業務所所在地					
品 名 容 量 箱 数 準 譲 受 生 の 氏 名					
準 譲 受 生 の 状 況 (専任第五年月日) (場所、専攻の種類)					
上記の上記、準譲受生した日付を記す。 年 月 日 出 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 関					

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。











別記第34号様式(第三十九条関係)

別記第34号様式(第三十九条関係)  
向精神薬品取扱責任者設置(変更)届

免許(登録)の番号	第	号	免許(登録)年月日	年	月	日
免許(登録)の種類						
向精神薬品取扱責任者の氏名	姓 氏 名					
向精神薬品取扱責任者の住所	〒 番 号 住 居 番 号 番 号 番 号					
向精神薬品取扱責任者の業務	業務(免許(登録)の免許(登録)の業務)					
設置(変更)した年月日	年	月	日	時	分	秒

上記のとおり、向精神薬品取扱責任者(変更)届をしたので届け出ます。

年 月 日  
 姓 氏 名(個人にあっては、また全事務所の所在地)  
 氏 名(個人にあっては、名称)

地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿

(添付)  
 1. 届附の大きさは、A4とする。こと。  
 2. 向精神薬品取扱責任者の業務の種類は、業務種別である場合は業務種別(免許)の業務種別を記載し、業務種別以外である場合は、種別及び向精神薬品取扱責任者(業務)の業務種別を記載し、業務種別以外である場合は、種別を記載する。こと。  
 3. 変更届の場合、業務種別(変更)の向精神薬品取扱責任者の氏名を記載すること。

別記第35号様式(第四十一条関係)

別記第35号様式(第四十一条関係)  
向精神薬品取扱責任者(変更)届

免許(登録)の番号	第	号	免許(登録)年月日	年	月	日
免許(登録)の種類						
向精神薬品取扱責任者の氏名	姓 氏 名					
向精神薬品取扱責任者の住所	〒 番 号 住 居 番 号 番 号 番 号					
向精神薬品取扱責任者の業務	業務(免許(登録)の免許(登録)の業務)					
変更届をした向精神薬品取扱責任者の氏名	姓 氏 名					
変更届をした年月日	年	月	日	時	分	秒

上記のとおり、向精神薬品取扱責任者(変更)届をしたので届け出ます。

年 月 日  
 姓 氏 名(個人にあっては、また全事務所の所在地)  
 氏 名(個人にあっては、名称)

地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿

(添付) 届附の大きさは、A4とする。こと。

別記第36号様式(第四十五条関係)

別記第36号様式(第四十五条関係)  
薬局開設者等の届出の申請書

許可(登録)の番号	第	号	許可(登録)年月日	年	月	日
許可の種類						
薬局又は営業所	所在地 氏 名					
向精神薬品取扱責任者及び向精神薬品取扱責任者の免許を受けた者との関係	年月日 姓 氏 名(個人にあっては、また全事務所の所在地) 氏 名(個人にあっては、名称)					

上記のとおり、薬局開設者等の届出の申請書を出します。

年 月 日  
 姓 氏 名(個人にあっては、また全事務所の所在地)  
 氏 名(個人にあっては、名称)

都道府県知事 殿

(添付)  
 1. 届附の大きさは、A4とする。こと。  
 2. 許可(登録)の番号、年月日及び許可(登録)の種類は、医薬品医療機器等法の薬局開設の許可又は医薬品の製造販売業の許可について記載すること。

別記第37号様式(第四十五条の二関係)

別記第37号様式(第四十五条の二関係)  
向精神薬品取扱責任者(変更)届

向精神薬品取扱責任者の氏名	姓 氏 名					
向精神薬品取扱責任者の住所	〒 番 号 住 居 番 号 番 号 番 号					
向精神薬品取扱責任者の業務	業務(免許(登録)の免許(登録)の業務)					
変更届をした向精神薬品取扱責任者の氏名	姓 氏 名					
変更届をした年月日	年	月	日	時	分	秒

上記のとおり、向精神薬品取扱責任者(変更)届をしたので届け出ます。

年 月 日  
 姓 氏 名(個人にあっては、また全事務所の所在地)  
 氏 名(個人にあっては、名称)

地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿

(添付)  
 1. 届附の大きさは、A4とする。こと。  
 2. 変更届の場合、業務種別(変更)の向精神薬品取扱責任者の氏名を記載すること。



別記第42号様式(第四十六条関係)

<p style="text-align: center;">取 去 証(控)</p> <p>番号</p> <p>1 麻薬業務所の所在地</p> <p>2 免許・登録証の番号</p> <p>3 免許・登録等の種類</p> <p>4 氏 名 (法人にあつては、名称)</p> <p>5 取去場所</p> <p>6 品名・数量</p> <p>年 月 日</p> <p>取去者 官職 氏 名</p> <p>備 考</p> <p>(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。</p>	<p style="text-align: center;">取 去 証</p> <p>番号</p> <p>1 麻薬業務所の所在地</p> <p>2 免許・登録証の番号</p> <p>3 免許・登録等の種類</p> <p>4 氏 名 (法人にあつては、名称)</p> <p>5 取去場所</p> <p>6 品名・数量</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項の規定により試験のため上記のとおり取去する。</p> <p>年 月 日</p> <p>所属庁 取去者 官職 氏 名</p>
--	--

別記第43号様式(1)(第四十七条関係)

<p style="text-align: center;">表 面</p> <p>番号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員 の証</p> <p>年 月 日発行</p> <p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p> <p>厚生労働省(都道府県)</p>	<p style="text-align: center;">裏 面</p> <p>写 真 ち ょ う 付 画</p>
---	---

この証書を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定により立入検査又は取去を行う職権を有するものである。  
麻薬及び向精神薬取締法第50条の38 厚生労働大臣又は都道府県知事は、麻薬又は向精神薬の取締りに必要があると認めるときは、麻薬取締官、向精神薬取締官その他の関係者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬業務所、向精神薬業務所、病院等、向精神薬試験研究施設その他麻薬若しくは向精神薬に関係する場所に入ら入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬、向精神薬若しくはこれらの疑いのある物を取去させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け、譲渡し、又は譲受けの実態を調査するため必要な限度において、麻薬等原料業者その他の関係者に対して必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬等原料業者その他麻薬向精神薬原料に関係する場所において実地に帳簿その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記第43号様式(2)(第四十七条関係)

<p style="text-align: center;">表 面</p> <p>番号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第50条の6の規定による精神保健 指定員の証</p> <p>年 月 日発行</p> <p>都道府県</p>	<p style="text-align: center;">裏 面</p> <p>写 真 ち ょ う 付 画</p>
--	---

裏 面	
この証票を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により麻薬中毒者又はその疑いのある者を診察するため、当該受診者の居住する場所へ立ち入る職権を有するものである。	4 都道府県知事は、第1項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。
麻薬及び向精神薬取締法第58条の6 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。	5 精神保健指定医及び当該職員は、第1項及び前項の職務を行うため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。
2 前項の場合において、精神保健指定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第58条の8の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要とする場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第4項の規定による入院期間の決定が行われるまでの入院期間として、30日を超えない範囲内で期間を定めなければならない。	6 第50条の38第3項及び第4項の規定は、前項の立入りについて準用する。
3 精神保健指定医は、第1項の規定により診察を行うため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行うおととする場所に	7 精神保健指定医は、第1項の規定による診察を行う場合には、受診者の名譽を害しないように注意し、かつ、受診者に対して、第2項に規定する事項に関し意見を述べざる機会を与えなければならない。
	8 (省略)
	9 (省略)

別記第43号様式(3) (第四十七条関係)

表 面	
<p>第 号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定による当該職員 の証</p> <p>年 月 日発行</p> <p>都道府県</p>	<p>写 真 ち ょ う 付 画</p>

別記第43号様式(3) (第四十七条関係)

裏 面	
この証票を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により麻薬中毒者又はその疑いのある者の診察に立ち会つため、当該受診者の居住する場所へ立ち入る職権を有するものである。	4 都道府県知事は、第1項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。
麻薬及び向精神薬取締法第58条の6 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。	5 精神保健指定医及び当該職員は、第1項及び前項の職務を行うため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。
2 前項の場合において、精神保健指定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第58条の8の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要とする場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第4項の規定による入院期間の決定が行われるまでの入院期間として、30日を超えない範囲内で期間を定めなければならない。	6 第50条の38第3項及び第4項の規定は、前項の立入りについて準用する。
3 精神保健指定医は、第1項の規定により診察を行うため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行うおととする場所に	7 精神保健指定医は、第1項の規定による診察を行う場合には、受診者の名譽を害しないように注意し、かつ、受診者に対して、第2項に規定する事項に関し意見を述べざる機会を与えなければならない。
	8 (省略)
	9 (省略)

薬 神 精 向 種 二 第		薬 神 精 向 種 一 第	
五—エチル—五—(三—メチルブチル) パルピツール酸 (別名)	九 g	三—(ニ—クロロフェニル)—ニ—メチル—四—(三H)—キナゾリン (別名メクロカロン)、その塩類及びこれらを含む物	九 g
二—エチル—ニ—フェニルグeltaリイミド (別名グルテチミド)、その塩類及びこれらを含む物	十五 g	三—(ニ—ジヒドロ—三—ジメチル—七—(ニ—(ニ—メチルフェネチル) アミノ) エチル)—H—プリン—ニ—六—ジオン (別名フェネチリン)、その塩類及びこれらを含む物	三 g
五—アリル—五—(ニ—メチルプロピル) パルピツール酸 (別名ブタルピタル)、その塩類及びこれらを含む物	四 g	二—(「ジフェニルメチル) スルフィニル」アセタミド (別名モダフィニル)、その塩類及びこれらを含む物	六 g
四—(ニ—メトキシフェネチル)—一—ピペラジンエタノール (別名ジペプロール)、その塩類及びこれらを含む物	九 g	二—フェニル—ニ—(ニ—ピペリジル) 酢酸メチルエステル (別名メチルフェニデート)、その塩類及びこれらを含む物	二 g
三—メチル—ニ—フェニルモルフォリン (別名フェンメトラジン)、その塩類及びこれらを含む物	二 g	二—(ニ—ピペリル) アセタミド (別名モダフィニル)、その塩類及びこれらを含む物	二 g
二—(ニ—メトキシフェニル)—一—(ニ—メトキシフェネチル)—一—ピペラジンエタノール (別名ジペプロール)、その塩類及びこれらを含む物	四 g	三—(ニ—ジヒドロ—三—ジメチル—七—(ニ—(ニ—メチルフェネチル) アミノ) エチル)—H—プリン—ニ—六—ジオン (別名フェネチリン)、その塩類及びこれらを含む物	三 g
二—エチル—ニ—フェニルグeltaリイミド (別名グルテチミド)、その塩類及びこれらを含む物	十五 g	二—(ニ—ピペリル) アセタミド (別名モダフィニル)、その塩類及びこれらを含む物	二 g
五—アリル—五—(ニ—メチルプロピル) パルピツール酸 (別名ブタルピタル)、その塩類及びこれらを含む物	四 g	二—(ニ—ピペリル) アセタミド (別名モダフィニル)、その塩類及びこれらを含む物	二 g

別表第一 (第二十七条及び第三十条関係)

第三種 精神薬

アモバルビタール、その塩類及びこれらを含む物	五―エチル―五―(一―メチルブチル)バルビツール酸(別名ペントバルビタール)、その塩類及びこれらを含む物	二―ヒドロプロピル―七―(S)―ヒドロキシ―一―二―トリメチルブロピル)―六―十四―エンド―エタノ―六・七・八・十四―テトラヒドロオリパビン(別名ブレノルフィン)、その塩類及びこれらを含む物	五―(一―シクロヘキセン―一―イル)―五―エチルバルビツール酸(別名シクロバルビタール)、その塩類及びこれらを含む物	トレオ―二―アミノ―一―フェニルプロパン―一―オール(右旋性のものに限る。)(別名カチン)、その塩類及びこれらを含む物	五―(二―フルオロフェニル)―一―三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルニトラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―六・十一―ジメチル―三―(三―メチル―二―ブテニル)―二・六―メタノ―三―ペンゾジアゼピン―一―オール(別名ペンタゾシン)、その塩類及びこれらを含む物	二―アミノ―五―フェニル―二―オキサゾリン(別名アミノレクス)、その塩類及びこれらを含む物	二―イミノ―五―フェニル―四―オキサゾリジノン(別名ペモ
四・五g	五g	八・十mg	六・七・五g	一・五g	六・十mg	十八g	三百mg	六g

リン、その塩類及びこれらを含む物	一―エチルニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル(別名エチナメート)、その塩類及びこれらを含む物	五―エチル―五―フェニルバルビツール酸(別名フェノバルビタール)、その塩類及びこれらを含む物	N―エチル―三―フェニルビシクロ(二・二・一)ヘプタン―二―アミン(別名フェンカンフアミン)、その塩類及びこれらを含む物	五―エチル―一―メチル―五―フェニルバルビツール酸(別名メチルフェノバルビタール)、その塩類及びこれらを含む物	N―エチル―二―メチルフェニルアミン(別名エチランフェタミン)、その塩類及びこれらを含む物	五―エチル―五―(一―メチルブロピル)バルビツール酸(別名セクブタルビタール)、その塩類及びこれらを含む物	一―クロロ―三―エチル―一―ペンテン―四―イン―三―オール(別名エスクロルビノール)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―五―(二―クロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ロラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―五―(二―クロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ロルメタゼパム)、その塩類及びこれらを含む物
三十g	六g	一・八g	十二g	一・八g	三・六g	二・五g	九十mg	六十mg	六十mg

七―クロロ―一―(二―クロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名デロラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	十―クロロ―一―b―(二―クロロフェニル)―二・三・七・十一―b―テトラヒドロオキサゾロ(三・二・d)(一・四)ベンゾジアゼピン―六(五H)―オン(別名クロキサゾラム)、その塩類及びこれらを含む物	八―クロロ―一―(二―クロロフェニル)―一―メチル―四H―s―トリアゾロ(四・三―a)(二・四)ベンゾジアゼピン(別名トリアゾラム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―一―(二―ジエチルアミノ)エチル)―五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―一―(シクロプロピルメチル)―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名プラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―一―(一―シクロヘキセン―一―イル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名テトラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキサゾ―五―フェニル―一―H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸(別名クロラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物
八十mg	三百六十mg	十五mg	九十mg	六十mg	十二g	九百mg

十一―クロロ―一―八―十二b―ジヒドロ―二・八―ジメチル―十―二―ヒドロキシ―四H―(一・三)オキサゾノ(三・二・d)(一・四)ベンゾジアゼピン―四・七(六H)―ジオン(別名クタゾラム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―五―フェニル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名オキサゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―一・三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名テマゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―一・三―ジヒドロ―一―ヒドロキシ―一―メチル―五―フェニル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名カマゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―一・三―ジヒドロ―一―五―フェニル―一―(二―ブロピニル)―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ピナゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―一・三―ジヒドロ―一―五―フェニル―一―(二―ブロピニル)―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ピナゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―二・三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―一・四―ベンゾジアゼピン(別名メダゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七―クロロ―一・三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピ
一・八g	二・七g	九百mg	一・八g	六百mg	六百mg	九百mg	二・一g



ンニオン（別名ジアゼバム）、その塩類及びこれらを含む物	一・三・七・十一	八g
十クロロ二・三・七・十一 b-テトラヒドロニメチル 十一b-フェニルオキサゾ 〔二・二・d〕〔一・四〕ベン ジアゼピン六（五H）ニオン （別名オキサゾラム）、その塩類 及びこれらを含む物	四・八	四g
七クロロ一（二・二・二） トリフルオロエチル）一 三ジヒドロ五フェニル 二H一・四ベンゾジアゼ ピンニオン（別名ハラゼバ ム）、その塩類及びこれらを含む する物	三 百	三 百
（RS）一六（五クロロピリ ジンニール）一七オキソ 一六・七ジヒドロ五H一 ピロ〔三・四b〕ピラジ ン一カルボキシラート（別 名ピクロン）、その塩類及びこ れらを含む物	九 百	九 百
五（二クロロフェニル） 一エチル一三ジヒド ロ一メチル二H一チエノ 〔二・三e〕一四ジアゼ ピンニオン（別名クロチア ゼバム）、その塩類及びこれら を含む物	九 十	九 十
四（二クロロフェニル） 二エチル一九メチル一六H 一チエノ〔三・二f〕〔一・ 二・四〕トリアゾロ〔四・三 a〕〔二・四〕ジアゼピン（別 名エチゾラム）、その塩類及びこ れらを含む物	九 十	九 十
五（四クロロフェニル） 二・五ジヒドロ三H一イミ ダゾ〔二・一a〕イソイン ドル一五オール（別名マジン ドル）、その塩類及びこれら を含む物	九 十	九 十

五（二クロロフェニル） 一・三ジヒドロ七ニトロ 一ニオン（別名クロチア ゼバム）、その塩類及びこれら を含む物	六 十	六 十
六（二クロロフェニル） 二・四ジヒドロ一（四 メチル一ペラジニル）メ チレン）一八ニトロ一H イミダゾ〔二・二a〕〔一・ 四〕ベンゾジアゼピンニオン （別名ロブラゾラム）、その塩 類及びこれらを含む物	六 十	六 十
八クロロ一六フェニル一四 H一ストリアゾロ〔四・三 a〕〔一・四〕ベンゾジアゼ ピン（別名エスタゾラム）、その塩類 及びこれらを含む物	六 十	六 十
七クロロ一五（二フルオ ロフェニル）一三ジヒド ロ一オキソ一H一四 ベンゾジアゼピン一三カル ボン酸エチルエステル（別名ロ ブラゼブ酸エチル）、その塩類及 びこれらを含む物	九 百	九 百
七クロロ一五（二フルオ ロフェニル）一三ジヒド ロ一（二・二・二）トリフ ルオエチル）一ニH一四 ベンゾジアゼピンニオン （別名クアゼバム）、その塩類 及びこれらを含む物	二 十	二 十
七クロロ一五（二フルオ ロフェニル）一三ジヒド ロ一メチル二H一四 ベンゾジアゼピンニオン （別名フルジアゼバム）、その塩 類及びこれらを含む物	五 十	五 十
八クロロ一六（二フルオ ロフェニル）一メチル一四 H一イミダゾ〔一・五a〕 〔二・四〕ベンゾジアゼピン（別 名ミダゾラム）、その塩類及びこ れらを含む物	四 百	四 百

N（三クロロプロピル） 一メチルフェネチルアミン （別名メフェノレクス）、その塩 類及びこれらを含む物	一 四	一 四
七クロロ一ニメチルアミノ 一五フェニル一三H一四 ベンゾジアゼピン一四オキ シド（別名クロルジアゼボキシ ド）、その塩類及びこれらを含む する物	一 八	一 八
八クロロ一メチル一六 フェニル一四H一ストリア ゾ〔四・三a〕〔一・四〕一 ベンゾジアゼピン（別名アル プラゾラム）、その塩類及びこれら を含む物	七 十	七 十
七クロロ一メチル一五 フェニル一H一五ベン ゾジアゼピン一四（三H・ 五H）一ジオン（別名クロバ ザム）、その塩類及びこれらを含む する物	二 四	二 四
五・五ジアルキルビツール 酸（別名アロバルビツール）、そ の塩類及びこれらを含む物	三 三	三 三
二（ジエチルアミノ）プロ ピオフェノン（別名アンフェ プラモン）、その塩類及びこれら を含む物	二 五	二 五
五・五ジエチルバルビツール 酸（別名バルビツール）、その塩 類及びこれらを含む物	一 八	一 八
三・三ジエチル一五メチル 一ニ・四一ペリジンジオン （別名メチプリロン）、その塩類 及びこれらを含む物	一 二	一 二
一・三ジヒドロ一ニトロ 一五フェニル一ニH一四 ベンゾジアゼピンニオン （別名ニトラゼバム）、その塩類 及びこれらを含む物	四 百	四 百
一・三ジヒドロ一メチル 一七ニトロ一五フェニル 一ニH一四ベンゾジアゼ ピンニオン（別名ニメタゼバ ム）、その塩類及びこれらを含む する物	五 十	五 十

ム）、その塩類及びこれらを含む する物	一 百	一 百
一（一）ジフェニル一（二） 一（一）ペリジル）メタノール（別 名ピラドロール）、その塩類及 びこれらを含む物	一 十	一 十
N・Rジメチルシクロヘキサ ンエチルアミン（別名プロピル ヘキセドリン）、その塩類及びこ れらを含む物	二 五	二 五
N・Nジメチル一フェニ ルフェネチルアミン（左旋性の ものに限る。）（別名レフェタミ ン）、その塩類及びこれらを含む する物	三 三	三 三
三・四ジメチル一フェニ ルモルフォリン（右旋性のもの に限る。）（別名フェンジメトラ ジン）、その塩類及びこれらを含 有する物	一 五	一 五
R・Rジメチルフェネチルア ミン（別名フェンテルミン）、そ の塩類及びこれらを含む物	一 二	一 二
N・N・六トリメチル一ニ パラトリルイミダゾ〔一・二 一a〕ピリジン一三アセタミ ド（別名ゾルピデム）、その塩類 及びこれらを含む物	三 百	三 百
一（四）トリル）一（二）（一） 一（一）ピロリジニル）一ペンタ ノン（別名ピロバロン）、その 塩類及びこれらを含む物	二 四	二 四
五ブチル一五エチルバルビ ツール酸（別名プロバルビタ ール）、その塩類及びこれらを含む する物	六 六	六 六
七ブプロモ一五（二クロロ フェニル）一三ジヒド ロ一ニH一四ベンゾジアゼ ピンニオン、その塩類及びこ れらを含む物	三 百	三 百
二ブプロモ一四（二クロロ フェニル）一九メチル一六H 一チエノ〔三・二f〕一s トリアゾロ〔四・三a〕〔一・ 四〕ジアゼピン（別名プロチ ゾ	十 五	十 五

